

事業系ごみの現状について

1 法令の規定

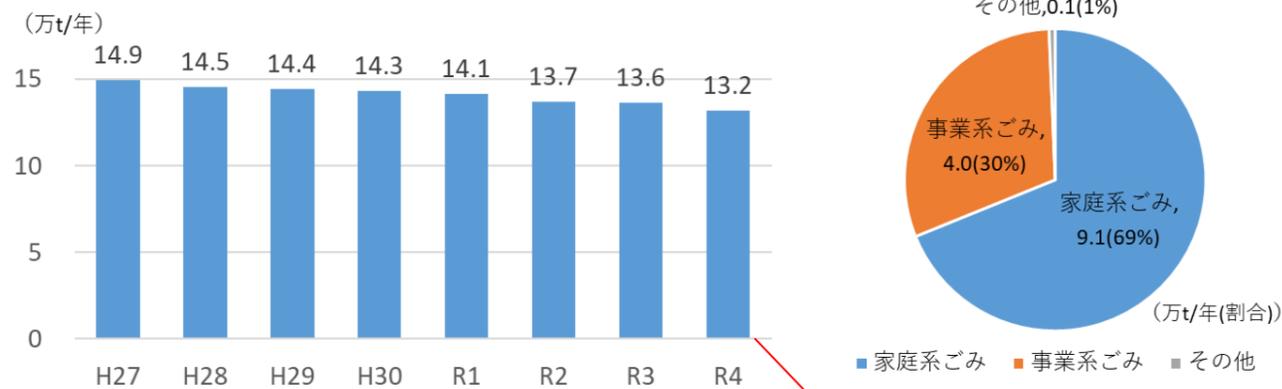
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条第1項（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2 本市の事業系ごみの現状

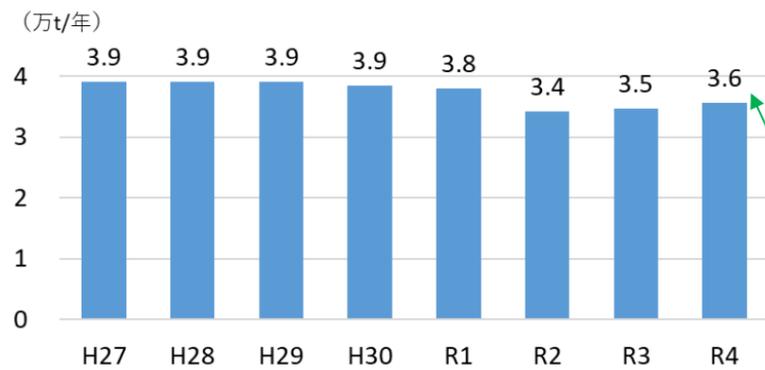
(1) ごみの総排出量

・ごみの総排出量は、年々減少傾向にあり、令和4年度は、13.2万t



(2) 事業系普通ごみの排出量

- ・排出量は、約4万tの横ばいで推移
- ・令和2年度は、コロナ禍の社会経済活動のため、3.4万tまで減少
- ・その後は、増加傾向に転じ、令和4年度は、3.6万t



家庭系ごみ	9.1万t
・家庭系普通ごみ	6.6万t
・〃粗大ごみ	0.7万t
・〃ビン・カン・ペットボトル	0.7万t
・〃プラ容器包装	0.5万t
・〃資源回収ごみ等	0.6万t
事業系ごみ	4.0万t
・事業系普通ごみ	3.6万t
・〃粗大ごみ・紙ごみ等	0.4万t
その他	0.1万t
合計	13.2万t

排出されたごみには、資源化できるものがあるため、ごみ焼却量は、これと異なる

(3) 「ごみ減量・資源化指針」

令和7年度までにごみ焼却量を10万t以下とする目標

「多様な資源ごみの回収」「紙ごみ」「生ごみ」「プラごみ」「事業系ごみ」の削減が必要

3 本市の事業系ごみの取り扱い

一般的に、事業者は、事業系ごみを、一般廃棄物収集運搬許可業者に「収集運搬料」を支払い、収集運搬を委託している。

然し、本市では、事業系ごみを排出量に応じて、地域のごみステーションに排出し、市が無償で、収集運搬する運用がある。（50kgルール）

「50kgルール」

事業系ごみでも、週標準量50kg又は、収集回数週2回を超えない場合は、家庭系ごみと同様に市が収集。450のごみ袋は、平均5kg程度であり、週2回10袋までは、排出が可能。

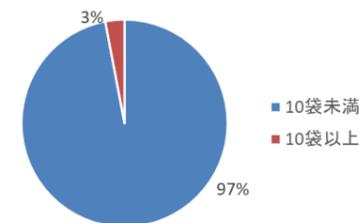
【課題】

- ・本来、事業系ごみの収集運搬料は、事業者が負担すべきものである。
- ・家庭系ごみに事業系ごみが混在し、各々の削減量が分からない。
- ・近隣市町の事業系ごみが、市のごみステーションに無断で排出される。など

4 事業所アンケートの結果（令和4年8月）

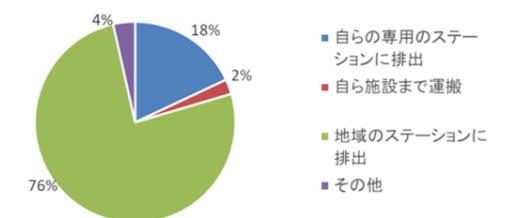
- ・対象：市内の個人事業主のうち無作為に抽出した2,000事業所
- ・回答数（回答率）：836事業所（44.4%）

Q. 貴事業所では、1週間あたり、どのくらいの量のごみが出ますか？



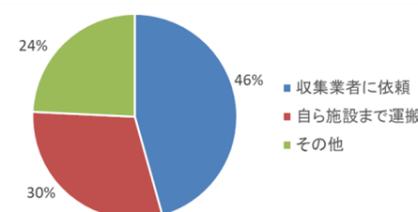
⇒97%の事業所が、排出するごみの量は10袋未満

Q. 事業所から排出されるごみは、どのように処理していますか？



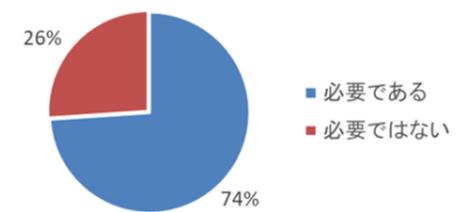
⇒76%の事業所が、地域のステーションを利用

Q. 事業所のごみを、ステーションへ出すことが出来なくなった場合、どのように対応しますか？



⇒約半数が、収集業者に依頼
また、30%が、自ら施設に運搬

Q. 事業所から排出されるごみの処理に対し、手数料の徴収は必要だと考えますか？



⇒7割を超える事業所が、ごみの処理に、手数料の徴収が必要だと考えている

5 他都市の事例

他都市では、ごみの排出抑制や再生利用の促進、公平性の確保のため、事業系ごみの排出量に応じて、その処理費用を、「**ごみ処理手数料**」として徴収している。

経費	内容
収集運搬料	事業者が、ごみの収集運搬を許可業者に委託するための経費
ごみ処理手数料	事業者が、自治体のごみ処理に要する費用のうち、排出量に応じて負担する経費

(1) ごみ処理手数料の取り扱い

自治体	総数	有料化実施	実施率
全国市区町村 ^{※1}	1,550	1,504	97.0%
中核市 ^{※2}	62	61	98.4%
県内市町村 ^{※2}	42	41	97.6%

※1 出典：環境省「令和3年度版日本の廃棄物処理」 事業系ごみを収集していない市区町村を除く

※2 出典：岐阜市環境部調べ（令和5年6月）

(2) 有料化の対象としている事業系ごみ

事業系普通ごみを対象としている。

区分	ごみの種類	有料化
事業系ごみ	一般廃棄物	普通ごみ
		資源ごみ
	産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油など
		事業者自らが適切に処理

(3) 事業系ごみの排出方法と必要経費

排出方法	必要経費	手数料の徴収方法
許可業者に 収集運搬を委託	収集運搬料 ごみ処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、許可業者とごみ処理手数料を含めた収集運搬の委託を契約 許可業者は、排出量に応じたごみ処理手数料を市へ支払い
事業者自らが ごみ焼却施設へ搬入	ごみ処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、排出量に応じたごみ処理手数料を市へ支払い

(4) ごみ処理手数料収入の用途

自治体の多くが、**自治体のごみ処理に要する経費**として用途している。

(5) 本市の収集運搬料

①本市の収集運搬料

本市の事業者が収集運搬許可業者へ委託した場合の指導価格
10 kg当たり 120 円（税別）

②収集運搬委託の実績

市内全事業所数 19,852 事業所（令和3年経済センサス調査）
許可業者との収集運搬契約 **5,666 事業所（全体の約 28.5%）**

(6) 周辺市町の収集運搬料とごみ処理手数料

市町名	収集運搬料 (10kg 当たり 価格：円)	ごみ処理手数料 (10kg 当たり 価格：円)	市町名	収集運搬料 (10kg 当たり 価格：円)	ごみ処理手数料 (10kg 当たり 価格：円)
岐阜市	120 (50Kg ルールや自己 搬入の場合は不要)	なし	本巣市	許可業者との 交渉額	100
			岐南町		110
羽島市	110	笠松町	110		
各務原市	100	北方町	100		
山県市	234	大垣市	100		
瑞穂市	100	関市	150		
平均	—	—	平均	—	121

※岐阜市環境部調べ（令和5年6月現在）

6 本市のごみ収集運搬に要する経費（収集運搬業務委託料）

ごみステーション数が多いことに加え、人件費や燃料費の高騰に伴い、**年々経費が増している。**

（単位：千円）

種別	収集	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般家庭ごみ	週2回	674,805	676,576	682,389
ビン・カン・ペットボトル	週1回	247,500	247,500	264,880
プラスチック製容器包装	週1回	—	277,230	320,229
計		922,305	1,201,306	1,267,498

7 今後のスケジュール

時期	予定
令和5年9月	事業系ごみの現状に係る「事業者意見交換会」の開催を報告（市議会）
11月～	意見交換会の開催（各コミセン、市庁舎（計10回））、その他事業者団体
令和6年2月	意見交換会の結果報告（環境審議会）
3月	〃（市議会）